

令和4年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 向原小学校内 学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	子どもの放課後を安全に安心して過ごすことが出来るよう運営を心掛けている。また運営に携わる職員間で日々情報共有を行い子どもの発達に合わせた支援や、イベントのプログラムを実施することが出来ている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	小学生の放課後を自由遊びや工作、運動遊びなど遊びの環境を整え、遊びの支援を行っている。また、小学校や地域の児童館等の職員の方と情報共有をし子どもあるいはそのご家庭を共に支援できる形を取ることが出来ている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○日々生活する育成室や校庭など危険箇所が無いが事前に確認をし、事前に回避できるよう子ども達へ指導をしていくとともに、職員も危機管理について研修をし子どもを見守る際のポイントを今以上に周知し理解してもらうように努めている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○連絡帳やお迎えに来られた際に日々の様子をお伝えしている。怪我やトラブルが起きた際にはその日のうちに連絡をし、報告を行っている。学校の職員とも子どもの情報共有を行っている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○子どもへの対応に常勤、非常勤職員の違いはないので、職員全員が同じ目線で子どもへの対応を統一し意識して従事出来るよう情報共有をしている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○職員一人一人が常に自己研鑽できるような社内外の研修に積極的に参加を促す。子どもへの指導、声のかけ方について、怒ると叱ることの違いについて理解できるように日々伝えている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○周りから常に見られている意識を持つことと、他職員が気づいたときにはその場で声をかけられるような環境にする。また苦情等があった際には迅速に対応できるように報告連絡相談ができる環境を整えている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実にも努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	保護者からの要望や苦情があった際には、1人で対応せず、区市町村や会社と連携をとり迅速に対応をとることが出来ている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○他の学童保育クラブとの情報共有する機会があることで、自施設と比較参考にできることは児施設で取り組んでいる。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上と改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取り組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	低学年が多いため、その発達段階に合わせた支援を行っている。また日々の職員のミーティングを通じて共有し、育成に当たっている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ント
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○学童保育クラブで勤務するにあたり放課後に子どもを預かる施設であることは周知している。子ども達が安心して安全に過ごすことが出来る居場所として運営している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	△企画の段階から子どもが入って取り組む活動は少なかつた。子どもが主体的に活動ができる環境をつくり、職員が支援できる体制をつくることを早急に取り組む。ケンカやトラブルで気持ちが高ぶってしまった時の子どもへの対応について職員間で連携を取り対応している。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	-
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	-
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○職員間で情報共有をし、状況に合わせて関係機関と密に連絡を取り合い支援している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○小学校や関係機関と密に連携をとり、その子供への支援の仕方や対応について、職員全員が同じように優先を揃えられるよう取り組んでいる。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	○業務上知り得た情報は秘密保持を務めるよう全職員に周知している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。	○連絡帳や電話などの媒体を利用して、日々保護者の方と子どもの様子をお伝えしている。また、個人面談を実施し、保護者の方と直接話ができる場を設けている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○頂いた相談に対して真摯に受け止め、必要に応じて関係機関に相談の上保護者の方へ対応を行っている。また相談があった際には速やかに回答出来るよう職員間でも共有を図れている。
	(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	△保護者の方を交えた親子行事は取り組んでいない。父母会などは出来ていないが、保護者からの相談があれば検討していきたい。

12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	一日の活動の予定をホワイトボードに掲示し、視覚化することで子ども達が目で見えわかるように取り組んでいる。また、登所前、降所後に申し送りや振り返りを行い、日々の運営が向上するように努めている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	子どもが安心安全に過ごせるように、遊ぶ環境を整えたり、破損が無いか確認を行っている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	学校内の施設である為、子どもの様子をお伝えしたり、校庭や空き教室の使用状況など確認を取りやすい環境にある。担任の先生方とは細目に子どもの様子など情報共有を行っている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	先生方と情報共有をした際に、内容により常動だけでとめておいている。また施設職員に伝えることがある場合は、この場だけの話であると先に伝え口外しないよう伝えている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	幼保連携事業のようなプログラムなど検討をし、交流を深められるよう今後検討していく。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	緊急事態宣言が出ていたこともあり、地域組織との関係はあまり持てなかったが、近隣の児童館やランランひろばを利用し、活動の幅を増やすことができた。子ども達が新しお友だちと交流を持たせることができた。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校側と連絡を取り合い、子どもの活動場所を常に確保し安心して安全に過ごせる環境を作ることが出来ている。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
17	(1)衛生管理	○	○ 手洗い、うがい、消毒の声掛けをし、自主的にできるように促している。また、感染症が発生した際のフローを作り、感染者が出た際には速やかに対応している。
	(2)事故やケガの防止と対応	○	○ 怪我や事故を事前に防ぐように注意喚起を促している。怪我や事故が発生した際は速やかに対応ができるようにフローを用意している。
	(3)防災及び防犯対策	○	○ 毎月1回は実施している。災害時に速やかに避難ができるように努めるとともに、職員の動きや避難の仕方など合わせて訓練を行っている。
	(4)来所及び帰宅時の安全確保	○	○ 来所、降所時間はあらかじめ保護者から頂き、それをもとに子どもの帰宅管理を行えている。降所時間については出席簿に反映し、複数の目でチェックをし、ミスがないように努めている。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区分	チェック項目	結果	コメント
18	(1)施設	○	○ 小学校内にあり、学童専用の保育室がある。静養室兼更衣室も完備し体調不良の子や着替えを必要とする子の対応もその場でできる。校庭や体育館、多目的室など、学校内の教室もお借りして活動の場を常に確保している。
	(2)設備、備品等	○	○ 子ども1人ひとりにロッカーを確保しており、所持品を収納することが出来る。子どもの発達段階に合わせた、遊具を用意し、自由に遊べるようにしている。
19	(1)職員配置	○	○ 常に職員4人を配置している。その内放課後支援員の有資格者が常に2名以上いるよう配置している。
	(2)育成支援の実施	○	○ 子どもを安心、安全に見守ることができるよう職員数を配置することが出来る。
	(3)放課後児童支援員の雇用形態	○	○ 放課後児童支援員が長期的に安定した形態で雇用している。
	(4)勤務時間	○	○ 子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)	△	△ 区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日	○	○ 開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項	○	○ 区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	(1)運営主体の要件	○	○ 放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の实情についても理解をしている。
	(2)運営上の留意事項	○	○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。
24	労働環境整備	○	○ 運営主体の株式会社セリオは放課後支援員等の労働環境を適切に整備している。
25	(1)会計管理	○	○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。
	(2)情報公開	○	○ 事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。